

足立区議会議長 鹿浜 昭 様

足立区議会議員 16 番 西の原 えみ子 印

文 書 質 問 書

会議規則第60条の2第2項の規定に基づき、次のとおり文書質問書を提出します。

記

テ ー マ 及 び 質 問 項 目

Ⅰ 高齢者聞こえの支援対策、高齢者補聴器購入費用助成について

「聞こえの支援」の議論を積み重ねる中、以下のような専門家の知見や都の制度を活用し、区は2020年7月、補聴器助成制度をスタートした。

第一に厚生労働省が「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」において、認知症の危険因子の一つとして難聴を認めた（2017年1月）。

第二に慶応義塾大学小川郁教授が、「“難聴と認知症・うつ病”に関する国際シンポジウム」において、「聴覚障害が起こると高齢者が社会的に孤立して、認知症・うつ病を発症しやすくなる」と講演（2017年1月）。

第三に国際アルツハイマー病会議において、ランセット国際委員会が「認知症の症例の約35%は潜在的に修正可能な9つの危険因子に起因する（9つの危険因子には難聴も含まれる）」と発表。

第四に都が高齢者の包括補助を実施する中、これを活用できることが明らかになった。

また区民から多くの陳情署名が寄せられ、補聴器助成制度を実現して欲しいという住民の願いが後押しをした。

そこで区の補聴器助成制度について、以下の点について質問をする。

1、助成対象者について

助成の上限額は2万5千円で非課税世帯が対象だ。今年2月末までで203件の申請があり、126件が助成を受けた。予算額は1700万円で680件を見込んでいるが、現在、見込んだ人数の18.5%しか申請できていない。区は周知を徹底すると言っていたが、依然として申請が増えていない。

一方、認定されなかった多くの方が、本人は住民税非課税だが、子どもと同居しているなどで非課税世帯に該当しなかったケースだということだ。

区は今後どの様にして申請を増やしていこうと考えているのか。

問題は対象を非課税世帯に限定している現行の制度にある。対象者を広げるためにも、所得制限を見直す必要がある。高齢者の認知機能低下を防ぐためにも早い段階での補聴器使用が大事であり、非課税世帯に限定している現行の所得制限は撤廃し、必要な方に行き届くようにすべきではないか。せめて、本人非課税であれば世帯の所得に関係なく

16番 西の原 えみ子

テーマ及び質問項目

対象を広げるべきではないか。

2、助成内容について

23区では補聴器補助が新年度14区へと広がることが明らかとなった。この中で現物支給を行っているのが江東区と新宿区だ。この2区は他区に比べて認定数が非常に多く、江東区が750件（申請981件・令和元年）、新宿区が429件だ。

例えば生活保護世帯などは補聴器補助の対象になっても2万5千円では買える補聴器に限られてしまうし、耳鼻科の意見書も有料で5千円近くかかる。これでは購入することは困難だ。生活保護世帯や低所得者に対しては、現在の現金支給の助成を、現金支給か現物支給のどちらかを選択できるようにすべきではないか。

3、「あしすと」の優位性の有効活用について

沖縄県浦添市にある「沖縄県難聴福祉を考える会」は、全国でも唯一の付属診療所（耳鼻咽喉科）を持つNPO法人で、難聴の予防や進行停止、補聴器の適合に成果を上げている。無料相談会を行い厳密に聴力検査を行い、補聴器を希望する人には2週間貸し出し、試聴してもらおう。各メーカーで音の質が異なるため、12社の補聴器を貸し出している。補聴器の使い方、電池の装填などを行い調整すれば安価な4、5万円の補聴器でもよく聞こえるようになる。こうした丁寧な対応が必要だ。また、難聴を知られたくない、恥ずかしいなど補聴器にはまだ抵抗がある中で、眼鏡と同じように着けやすい環境を作ることが大切だということも言われており、このNPO法人の果たす役割は大きい。

区には「あしすと」での言語聴覚士による「聞こえの無料相談」があり、聴力を測る特別な防音装置が整備されている部屋もある。また言語聴覚士は認定技能士として補聴器の調整もでき、一人一人に必要な訓練を丁寧に対応している。「あしすと」は多くの聞こえの相談を受け、検査も行い、適切なアドバイスも行っており、多くの蓄積もある。全国的にもほとんど例がなく、すばらしいことと評価を得ているこの優位性を生かさない手はない。

「あしすと」の役割をさらに充実していくために「沖縄県難聴福祉を考える会」で行っている「補聴器の貸し出し制度」を行い、「あしすと」で補聴器を選び購入できるまで支援するシステムを作り、補聴器を購入しやすくするべきではないか。

また、申請者が増えないことを解決するために、以前から要望し続けている、「あしすと」の言語聴覚士が補聴器を必要と判断した人には、耳鼻科の意見書をもらわなくても助成の対象にするべきではないか。

4、補聴器補助制度を認知症対策の柱に位置付けることについて

今年4月から補聴器購入制度が開始される練馬区は、認知症対策の三本柱の一本として聞こえの支援（補聴器補助）を位置付けた。認知症を早期に気づき、適切な支援を受

16番 西の原 えみ子

テーマ及び質問項目

けられるように医師会と連携して、区内医療機関での検診を無料で実施するということだ。具体的には「認知症気づきのチェックリスト」や認知症ガイドブック、受診券等を送付し、健診結果を地域包括支援センターが掌握し、その後の受診や介護予防等個々の支援につなぐなどの事業を展開する。そして地域包括支援センターが地域の認知症サポーター等とともにチームになって認知症対策を進める、その中で認知症発症要因の一つと言われている聞こえの問題に関する普及啓発と補聴器購入へとつなげていくという対策だ。これは聞こえの支援（補聴器補助）が認知症対策の柱の一つとして位置づけられた日本で初の制度となっている。

区でも認知症対策の一つとして位置づけ、高齢者施策として地域包括支援センター、「あしすと」とも連携して進めるべきではないか。

II 学生の安定した生活と学びの保障の実現について

足立区では6つ目の大学が開学した。今新型コロナウイルスの感染拡大で親の収入や学生のアルバイトが減り、苦しい生活を余儀なくされている学生たちの実態が明らかになっている。

全国45都道府県302カ所で819回の食料支援が実施され、利用者は延べ約3万8千人との調査がある。

足立区でも青年団体が区内の大学（東京未来大学を中心に）で学生向けの食料支援を行うとともに、コロナ禍での学生の生活実態を調査した。

「バイトが無くなり学費と生活費を稼ぐ見通しが立たない」「食費は200円以内に抑えないと生活できない」「学生への給付金をもう一度出して欲しい」など、生活に困窮する学生が増えている。

また、経済的な理由で「大学の退学を検討」している学生は20.3%、およそ5人に1人に上ったことも明らかになった（「高等教育無償化プロジェクトFREE」調査）。

このような今の学生の生活実態を改善し、安心、安全な生活と学びが出来るようになるため、以下の内容について質問する。

1、大学生の実態を把握する

まず、今、集まっている大学生の声、実態を把握するとともに、区としても大学任せにするのではなく、大学生の生活実態調査を大規模に行い、学生の置かれている実態を把握すべきと思うがどうか。

そして大学生たちと懇談を行い、何に困っているのか、どういう対策をして欲しいのかなどを把握し、支援対策の充実を出された要望に応えるための改善策をともに考えるべきだがどうか。

2、大学生の学びの保障をする

コロナ禍でアルバイトが無くなっている学生も多い中、それでもアルバイトを掛け持ちして生活をしている学生も多くいる。過酷なバイトにより、学校の授業やリモートなどにも参加できない実態も多くある。学生バイトが正社員やフリーター並みの働き方を強いられ、学業に支障が出たり、ゼミやサークル活動にまともに参加できなかったりする事態は、学生本人だけでなく、大学教育、ひいては日本の未来にとっても損失だ。

学びの保障がされていない学生の学びの保障をするため、最低賃金 1,500 円への引き上げ、ブラックバイトの規制強化や中小零細企業への支援を含め、国や都に求めるべきだと思うがどうか。

3、育英資金貸付の充実、拡充を

足立区が実施している育英資金貸付をもっと使いやすくするべきだ。

新年度から児童養護施設等、入居者は保証人要件が免除となったが、それと同様にひとり親に対しても保証人要件は免除すべきだと思うがどうか。

一部償還を免除するものは募集以上の申請がある。枠を超えて多くの希望者が申し込んでいるため、区の育英資金審議会で、毎回対象者を選ぶ審査を行わなければならない。僅差で受けられない方も多く出てしまうが、等しく学びを保障する立場からも希望する学生みんなが受けられるよう、抜本的な拡充を行うべきだがどうか。

また、港区は「償還免除」とともに「給付型奨学金」の実施に踏み出している。区でも同様に一部償還免除とともに給付型の実施にも踏み出すべきではないか。

4、高等教育の予算を増やす

国の貧困な高等教育政策のもとで、大学の学費が高すぎる。特にコロナ禍のもと、学校へ行けなくても高額な学費は支払わなくてはならない。日本の大学の初年度納付金は国立で 82 万円、私立で平均 131 万円で、“高校入学から大学卒業までかかる費用は 1 人平均 1000 万円超”とも指摘されている。それにもかかわらず、奨学金は「利子つき」が主流で世界でもこんな国はない。

OECD（経済協力開発機構）加盟国のほとんどの国で高校の授業料はない。大学でも学費が無料か、あっても少額という国が多数の中、大学の学費があり返済不要の給付制奨学金がないのは日本だけだ。大学を出ても、低賃金で不安定な非正規雇用や過酷な労働に追い立てられるブラック企業が横行するなど、若者を「使い捨てる」働かせ方が広がり、学生バイトの労働環境を悪化させるだけでなく、「奨学金を借りても将来返す当てがあるのか」という不安を大きくしている。

日本政府は 2012 年 9 月、「高校や大学の教育を段階的に無償にする」と定めた国際人権規約の条項の「留保」を撤回した。日本の高学費を引き下げていくことは、日本政府

16番 西の原 えみ子

テーマ及び質問項目

の国民への責任であり、国際的な公約だ。

高等教育の予算を抜本的に増やして学費を半額にし、給付型奨学金の拡大を行うことを国に求めるべきだがどうか。